

事業用施設の復旧・整備支援

2. 組合に対する支援

(1) 事業協同組合等の共同施設復旧補助

概要

事業協同組合等の組合の共同施設・設備の復旧に対して補助します。

制度の内容

- ①対象者 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会
- ②補助対象施設 事業協同組合等の共同施設（倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場。付帯設備も含む）
- ③要件 以下のすべてを満たす施設の復旧に要する経費
● 復旧経費が30万円以上の施設
● 被害共同施設の復旧経費の平均（その市町村の区域内にある対象施設の復旧経費の総額を当該事業協同組合等の数で除した額）が150万円以上の市町村の区域内にある施設
● 利用構成員一人当たりの復旧経費が10万円以上、又は、被災区域内に事業所を有し、かつ事業所又は事業用資産について全壊・流失・半壊・床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた利用構成員数が3割超の事業協同組合等の施設
- ④補助率 国1/2、県1/4以上
- ⑤補助スキーム 補助金を受けたい組合は、県に申請し、補助を受けます。

(2) 災害復旧高度化貸付

概要

これまで高度化貸付により整備した施設が震災による被害を受け、その復旧・整備を行う場合や、震災を受けて新たに施設の集約化等の高度化事業を行う場合に、中小機構と県が協調して、無利子で貸付を行います。

貸付条件

- ①金利 無利子
- ②返済期間・据置期間 返済20年以内、据置5年以内
- ③自己資金 貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額の自己資金が必要
(県の負担は1%又は100万円のいずれか低い額)
- ④貸付対象 施設・設備の復旧・整備に要する経費

お問い合わせ
ご相談はこちら

今後、事業実施の準備のできた県において募集や申請受付が行われます。
県の中小企業担当課又は高度化貸付担当課にお問い合わせください。